

巻 頭 言

公益法人に向けて

細田眞司 日本精神神経学会理事
Shinji Hosoda

2012年7月22日臨時総会において、公益法人での定款等の諸規則が承認された。4,000余の書面表決による賛成を得ての承認であった。

公益法人の申請をすでに開始しているが、これまでの学会の運営とかなり異なるところがあるので整理をしておきたい。

公益事業の明確化；学会誌発行、専門医制度、学術総会、委員会活動などが精神医学、医療の発展につながることは明白であるが、より一般の方々に寄与することを明確にしていく必要がある。ちなみに、予算の50%以上を公益的な事業に支出することが公益法人の要件である。もちろん、これまでの当学会の事業内容を鑑みれば問題はないが、予算、決算で細目を明示する必要がある。

代議員制度の導入；今回の公益法人移行に際して、内閣府の指導や専門家からの助言を踏まえ社員総会成立に会員の半数以上の参加（現行では7,500人以上）が必要になることから、他の多くの公益法人と同じように代議員制度を導入することとなった。これまでの直接民主制から間接民主制に変更になったといえる。このことにより、代議員の責務が従来の評議員とは比べものにならないほど大きくなる。会員はより厳しい目で代議員を選び、代議員に積極的に意見を伝えていくことが求められる。また、代議員はよほどの事由がない限り代議員総会（通常年1回）欠席はできないと考えられる。ちなみに、新定款で理事は理事会への出席が厳しく規定されている。新定款での代議員数は会員サーベイ（2012年2月）の結果を踏まえ、現行の100人に1人（つまり150人）となった。この人数で本当に会員の声を反映できるかが理事会において幾たびも議論され、現行の150人の代議員で公益法人を運営した上で検証することが確認された。

委員会活動の充実；34の委員会が組織され、活発な活動が行われているが、必ずしも会員全体にその内容や意義が十分に伝わっているとはいえない。各地域への還元とそ

の成果を集約するには、委員会活動への地域の代表である代議員の参加が不可欠と考えられる。次期の代議員には少なくとも1つは委員会に入り活動をしていただければと考える。

専門医講習の全国での開催；生涯教育委員会を中心に専門医講習会を行っているが、専門医更新の5年のうちに疾患、臨床技術等に関する最新の知識の吸収を行うためには系統だった研修体制を確立する必要がある。そのためには、領域別の研修プログラムを作成し、各地域で研修が受けられるようにすべきである。事務の効率化に取り組み、専門医更新料の一部がプログラムのために利用されることを希望する。

エキスパート・コンセンサスの確立；精神科医療に関して、臨床に即した治療指針を示すことも専門医制度を有する公益法人としての社会的要請となっている。そのためには、世界的な治験、文献的調査だけでなく、現状の専門医が達成している治療成績を吟味する仕組みが必要となる。会員がこの活動に協力できる体制（インターネットを利用した調査など）を精神医学・医療情報センター（現在準備委員会として活動中）を中心に整備していく予定である。

一般の方への啓発活動；学会として精神医学、医療に関する知識普及を行う必要があるが、選挙の各ブロックで年1回の市民公開講座などを行い、その内容をホームページで公開するといった取り組みを行うなどの活動が考えられる。また、他の基幹学会と同じように学会ホームページなどでわかりやすい精神医学・医療について知ることができるようにするべきである。さらに、エキスパート・コンセンサスを整えるのに、併せて一般の方にもわかりやすいバージョンを制作することが望まれる。

以上、公益法人に向けて学会の課題の一部を列挙したが、理事会、代議員会、委員会の活動の十分な周知とともに会員の意見、要望が反映される双方向的な学会運営が一層求められるであろう。